

第34回袖ヶ浦公園まつり

出店者募集要項

【開催日：令和6年4月6日（土）、悪天候延期7日（日）】

【募集店舗数】飲食、物販店舗：30店舗、キッチンカー：5台

【募集条件】食品出店の場合は、食品衛生法に基づく営業許可を有し、生産
物賠償責任保険に加入済み又はイベント賠償責任保険等に加
入する者

【応募期限】令和6年3月13日（水）（※午後5時必着）

【応募方法】出店申請関係書類の持参提出、FAX、Eメールによる提出

【提出、問合せ先】 袖ヶ浦公園管理組合 担当尾高、西田

〒299-0256 袖ヶ浦市飯富 2360

TEL、FAX：0438-63-6560

E-mail：sodegaurakouen@cd.wakwak.com

【出店可否の連絡】：令和6年3月19日（火）までに申請者に連絡する

1 イベント概要

- (1) 名 称 第34回袖ヶ浦公園まつり
- (2) 目 的 来園者と地域住民との交流及び利用者への感謝、また公園管理組合への理解を深める機会として開催する。
- (3) 日 時 令和6年4月6日(土) 午前9時から午後3時まで
※悪天候延期 4月7日(日) 同時刻
- (4) 場 所 袖ヶ浦公園イベント広場
- (5) 主 催 袖ヶ浦公園管理組合(後援:袖ヶ浦市)
- (6) 内 容
 - ア 特設ステージ(団体等による演技、歌唱、演舞等)
 - イ 水辺の広場(石炭炊きミニSL 運転、子供ゲーム実施)
 - ウ わいわい広場(フワフワガウラ実施)
 - エ 出店コーナー(飲食、物販、キッチンカーの出店)
- (7) 来場見込数 約1万人(※昨年の公園まつりにおける来園者推計値)

2 募集店舗数

- (1) 飲食、物販店舗:30店舗(1店舗2.7m×3.6m面積10㎡以内)
- (2) キッチンカー:5台(1台2.5m×5m面積12.5㎡以内)
※出店の可否については、主催者(袖ヶ浦公園管理組合)にて申請書類の確認を行い、過去の出店実績等を考慮し募集店舗数の範囲内で決定し、申請者に連絡いたします。なお、決定内容について異議の申し立て等は一切受付しないので、あらかじめご了承ください。

3 出店料

出店料は、徴収しません。

ただし、出店に係る一切の費用は出店者の負担とし、傷害保険及び賠償責任保険料を含むものとする。

また、本イベントの中止に際して出店で生じた費用については出店者の負担とし、主催者は賠償その他の責を負わないものとします。この場合、材料費、人件費、売上など一切の損失について、補てんあるいは保証はしません。

4 出店条件等

(1) 出店条件

以下の条件を守れない場合、出店を認めない場合があります。

- ア 食品出店の場合、食品衛生法に基づく営業許可を有しているもの
- イ 保健所が定める適正な衛生管理と加工(調理等)及び適正な表示の貼付ができ、販売品を衛生的に取り扱えるもの
- ウ 主催者が指定する区画(場所)の出店に同意できるもの
- エ 別添誓約書(様式第2号)に同意できるもの

- オ 販売終了後、現状回復（出店前と同じ状態に戻す）が行えるもの
- カ 最終注文時刻（午後3時30分）を厳守し、同時刻以降に客の列が発生していても解散するように出店者から客に対し伝えられるもの
- キ 本イベント終了後、主催者の来園者数推計の為に接客者数等の聞き取りに協力できるもの

（2）出店制限

以下のいずれかに該当するものは出店できません

- ア 過去3年以内に、食品衛生法に基づく行政処分を受けた者
- イ 暴力団または暴力団員等または暴力団員等と密接な関係を有するもの
- ウ 会場内で政治的活動、選挙運動、宗教活動を行うおそれがあるもの

（3）販売期間

- ア 開催当日1日間の出店とする
 - イ 出店時間：午前9時から午後4時（時間厳守）
 - ウ 最終注文時刻：午後3時30分
- ※出店準備のための車両の進入は午前7時以降とし、午前8時30分以降のイベント広場内の通行は禁止する
- ※撤収作業に伴う車両の進入は午後4時以降とし、午後5時までに撤収を完了させる

5 販売可能物品と条件

（1）販売可能物品

飲食物、生活用品等の販売など

- ア 販売する食材は、安全が認められている食材を使用してください。
（調理営業・販売営業で保健所より許可を得ているもの）
- イ 販売価格は市場価格を基準とし、不当な価格で販売しないでください。
- ウ 出店者は販売品及び出店に関わる一切の責任を負うこととします。
- エ 申請時の販売品以外の販売及び宣伝行為は禁止します。

（2）販売禁止品目

- ア 消費期限が切れている飲食物またはそれらで調理したもの
- イ 無許可で製造あるいは調理した食品
- ウ 酒類、たばこ等青少年に有害と思われるもの（本、DVDなど）
- エ 偽ブランド品、盗品や法律で禁止されている物品（コピー商品など）、危険物、薬物、動物、高額商品
- オ その他、主催者が不適当と判断した飲食物及び物品の販売・持ち込み

（3）イベント会場で調理した飲食物の販売について【重要】

令和3年6月1日の食品衛生法の改正に伴い、千葉県では「行事における食品の取扱いに関する指導指針」が改正され、営利を目的としイベント会場で調理した食料品の販売をする場合は「屋台、露店等での飲食店営業許可証」の提出及び主催者が取りまとめて行事開催届を保健所に提出することが、必須となっています。

また、「屋台、露店等での飲食店営業取扱要綱」に基づき、同一営業日に取り扱うことができる飲食品は、飲料を除き1品目に限られています。

(4) 調理作業について（食中毒にはくれぐれもご注意ください。）

- ア 食品取扱者が屋台、露店内で手指洗浄消毒ができるように給水タンク及び排水タンク、液体石鹸、アルコール消毒薬、ペーパータオルを設置し、手洗いを励行してください。
- イ 清潔な身だしなみをお願いします。（清潔な服装、爪切り、頭髪を清潔に整える、帽子・マスクの着用など）
- ウ 体調の悪い人（下痢、腹痛、かぜ）や手指に創傷のある人は、絶対に調理作業に従事しないでください。
- エ 調理前やトイレ、喫煙の後は必ず手洗い、消毒を行うようにしてください。
- オ 調理担当者は、嘔吐処理をしないでください。（ノロウイルスが原因である場合、調理を通してウイルスを拡散することにつながるため）
- カ 調理作業及び食品や機材の保管は、必ずテント内で行ってください。
- キ 食品衛生法に基づく営業許可、または屋台、露店等での飲食店営業許可を取得した事業者または団体は、ペットボトル等の飲料を紙コップなどに注いで販売することができます。また、未開封の缶、パック、ペットボトルなどの販売もできます。

6 出店に際しての注意事項

(1) 車両と物品の搬入搬出

- ア キッチンカーや物品の搬入搬出に車両を使用する場合は、主催者の指定する時間や交通ルール等を順守し、荷下ろし・荷積み終了後は、速やかに車両の移動を行ってください。
- イ 出店者が車両を駐車する場合は、主催者が指定する場所に駐車してください。また、フロントガラスの見える位置に駐車券を掲出することとし、駐車券の掲出がない車両の駐車は認めません。なお、駐車券は出店決定後に配布します。
- ウ 搬入した物品の管理は各出店者の責任で行ってください。万が一火災などによる滅失や盗難などの被害にあった場合、主催者はその責を一切負いません。

(2) ごみ処理と清掃

- ア 出店者は出店者の責務で出店スペースにごみ箱を設置するとともに、適正に廃棄物（排水を含む）を処理してください。また、購入者に対してごみ箱への

廃棄をお願いしてください。

- イ 各出店者はごみ袋を用意し、ごみは必ず持ち帰ってください。会場内に設置したごみ箱へ出店者がごみを投入することは禁止です。
- ウ 会場内の水栓での水洗い及び排水は厳禁です。油などを会場内の排水溝や側溝、植栽に流さないでください。
- エ 調理スペースには、段ボールやビニールシートを敷いて、油やソースなどが地面に染み込まないようにしてください。
- オ 出店終了後（午後4時以降）は、速やかに清掃を行ってください。

7 出店応募申請

（1）応募方法

袖ヶ浦公園のホームページから第34回袖ヶ浦公園まつり「出店者募集要項」を確認し、出店申請書他必要な提出書類を応募期限内に持参提出するか、FAX またはEメールにより提出する。

（2）提出書類

（共通書類）

- ア 飲食、物販等出店申請書（第1号様式）・・・・・・・・・・・・・1部
- イ 誓約書（第2号様式）・・・・・・・・・・・・・1部
- （食品出店の場合は、以下の書類も必要です）
- ウ 食品衛生法に基づく営業許可証の写し、
または屋台、露店等での飲食店営業許可証の写し・・・・・・・・・・・・・1部
- エ 食品衛生責任者票（またはそれに代わる資格証明書）の写し・・・・・・・・・・・・・1部
- オ 生産物賠償責任保険証券の写し、
または出店決定後加入予定のイベント賠償責任保険の見積書等・・・・・・・・・・・・・1部

（3）提出、問合せ先

袖ヶ浦公園管理組合 担当尾高、西田
〒299-0256 袖ヶ浦市飯富 2360
TEL、FAX：0438-63-6560
E-mail：sodegaurakouen@cd.wakwak.com

（4）応募期限

令和6年3月13日（水）（※午後5時必着）

8 出店可否の連絡

令和6年3月19日（火）までに申請者に連絡する

9 その他留意事項

- （1）荒天や新型コロナウイルス感染症などの社会情勢の影響により、予告なく本イベ

ントの中止や規模縮小など内容を変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

- (2) 飲食出店の申請において、食中毒予防の観点から保健所に行事開催届を提出した際に改善指導を受ける場合があるので、ご対応いただきますようお願いいたします。
- (3) 飲食出店等で火気器具等を使用する場合は、必ず消火器（粉末 ABC 消火器 10 型）をご用意ください。なお、袖ヶ浦市火災予防条例に基づく「露店等の開設届出書」を主催者が取りまとめて提出するため、イベント当日に消防職員が確認を行います。
- (4) 指定した区画範囲を超えた営業・宣伝活動は行わないでください。また、店舗外の街路灯などへの貼り紙や、スピーカー等を利用して BGM や呼び込み等は、他の出店者や来場者の迷惑になることから、行わないでください。
- (5) イベントの円滑な運営と来場者の安全確保のため、混雑時の店舗への行列の整理などにご協力ください。
- (6) 各種マスメディアに撮影されたものが新聞、テレビなどで公開される可能性があります。また、主催者による記録写真に参加時の活動及び肖像が残り、今後の公園まつりの広報活動での印刷物やホームページなどに使用される場合がありますので、代表者は参加者全員にこれらの内容について事前説明を行い、同意を得てください。
- (7) 袖ヶ浦市都市公園条例及び関係法令を遵守してください。
- (8) 本要項に定めのない事項は、主催者の指示に従ってください。

10 出店の取り消し・退去処分

本募集要項を守らない出店者がある場合には、即時出店停止処分とする場合がありますので、ご了承ください。

(第2号様式)

誓 約 書

私(代表者) _____ は、第34回袖ヶ浦公園まつり出店者募集要項及び下記事項について順守することを誓約いたします。

※私達とは自社や団体役員、従業員等のすべてをいいます。

- 1 私達は、現在、次の(1)から(6)のいずれにも該当し、かつ、将来にわたっても該当することを確約します。
 - (1) 暴力団員ではありません。
 - (2) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に危害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていません。
 - (3) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していません。
 - (4) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていません。
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していません。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、袖ヶ浦公園まつりの運営に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がありません。
- 2 私達は、出店にあたり、出店者募集要項及び主催者の指示・指導に従います。
- 3 私達は、第三者に名義を貸したり借ったりはいたしません。
- 4 私達は、会場内で政治的活動、選挙運動、宗教活動を行いません。
- 5 私達は、食中毒の予防等、衛生管理を適正にし、営業中の飲酒や、営業場所での喫煙をいたしません。
- 6 私達は、ごみの発生等の減量に努力するとともに、分別などに取り組みます。また、出店場所付近については責任をもって整理清掃し、ごみは持ち帰ります。
- 7 私達は、事故、盗難、天災その他によって損害を受けた場合についても、主催者に対して責任の追及及び損害賠償の責任追及を致しません。
- 8 私達は、出店関係に起因して公園施設もしくはその付属物を損傷した場合は、ただちに主催者に連絡するとともに、自費において速やかに原型復旧します。
- 9 私達は、出店関係に起因して第三者と紛争を生じた場合は、自らの責任において解決するとともに、速やかに主催者に連絡します。

上記各事項に偽りがあった場合は、出店の不許可、出店許可の取り消しまたはイベント当日に撤去の措置を取られても、一切の異議申し立てを致しません。

袖ヶ浦公園管理組合長 殿

令和6年3月 日

住 所 _____

商号・団体名 _____

代表者名 _____ 印 _____

(第1号様式)

【飲食、物販等出店申請書】

令和6年3月 日

事業者名・団体名				
所在地				
出店店舗名				
代 表 者	フリガナ		生年月日	西暦 年 月 日
	氏 名	⑩		
	住 所	〒 —		
	電 話	()		
	携帯電話	()		
	メールアドレス	@		
出店内容区分 (該当項目に○を付ける)	①飲食 ②物販 ③ゲーム ④キッチンカー ※食品出店の場合は、誓約書(第2号様式)に加え、営業許可証等(写し)、食品衛生責任者票等(写し)、生産物賠償責任保険証券(写し)、イベント賠償責任保険の見積書等が必要です。			
販売品目等				
店舗規模	テント(有・無)	縦	m×横	m
	キッチンカー	縦	m×横	m
火気器具等	火気器具等の使用(有・無)			消火器本数 本
店舗配置見取り図 ※火気器具配置、消火器配置を記入する				